

御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
産地の範囲に関する御意見	<p>・例えば福知山市、京都市、伏見市では全く気候が異なるが、それでも京都とひとくくりにしてよいのか。中学地理では福知山市は別の気候として考えるのだが、教育の実状と合致しない懸念があるため追加で詳述願う。</p> <p>・生産基準の自然的要因のとおり、京都府は、南北に長い地形であり、日本有数の酒造地である「伏見」と、日本海側の峰山・宮津・舞鶴、中間の福知山・亀岡を一括りにして、「京都の酒」として総称するのは、問題ではないか！</p>	<p>・地理的表示「京都」の検討に当たっては、平安時代より京都府全体の酒造りが京料理とお互いを引き立て合うように発展してきた等の経緯を踏まえ、京都の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p> <p>なお、生産基準に記載のとおり、酒の仕込み時期の冬の気候は、京都府全体で概して寒冷であり、この気候と良質かつ豊富な水資源が一因となって、京都の酒類の特性が表れています。</p> <p>また、地理的表示の指定に当たっては、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、すなわち①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。京都の酒類の特性及び原料・製法等については、上記の①～③の要件を全て満たしていると認められるため、地理的表示として指定すべきと考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>酒類の生産基準に関する御意見</p>	<p>・人的要因に記載の内容は、一般的な日本酒の歴史を書き連ねているのみであり、「防腐剤」の件は特定企業に関わる事項であり、これをもって、「GI 京都」としての特徴とするのは、甚だ疑問である。</p> <p>これまでの清酒に関する地理的表示の生産基準を見ると、総じて、「水」に着眼するものが多く、これに、地域内で収穫された「米」や地域内で使用される「酵母」を指定するものが多いが、「GI 京都」は、「米」は国産米であり、また、いわゆる「二増酒」を除く「口号清酒」まで可能とするものであり、既存の清酒がその範疇となるものと思われる。</p> <p>これでは、「GI」の粗製乱造と言われかねず、「GI 京都」に関わらず、今後の指定に当たっては、せめて、「特定名称酒」に絞るような行政指導が必要ではないか。</p> <p>おそらく、この生産基準では、「商標登録」済みのものはやむを得ないが、先使用による適用除外の商品が膨大に及ぶと思われ、一般消費者にとっては、商品選択上、不利益となるものではないか。</p> <p>「GI 新潟」をはじめ、緩い生産基準の「GI」は、指定当初のイベントのみで、それ以降の有効な利用（活用）がなされていないのではないか。</p>	<p>・地理的表示の指定に当たっては、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、すなわち①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。京都の酒類の特性及び原料・製法等については、上記の①～③の要件を全て満たしていると認められるため、地理的表示として指定すべきと考えます。</p> <p>なお、生産基準の作成に当たっては、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これは上記の①～③の要件を全て満たしていると認められるため、地理的表示として指定すべきと考えます。</p>
<p>酒類の原料に関する御意見</p>	<p>・京都には、地域オリジナルの酒造好適米（祝、京の輝き）や微生物（菱六のもやし、京都酵母、自社酵母、乳酸菌など）が存在するが、それらの使用は要件に入れないのか。</p>	<p>・地理的表示の原料については、産地の酒類製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の特性を維持するための管理等に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の特性に沿っている酒であるかの確認は行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の特性を維持するための管理につきましては、管理機関である京都府酒造協同組合において、適切になされるものと考えております。
制度に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的表示（GI）制度が、日本の酒類産地の品質保全と国際的信頼の構築に資する重要な制度であることは、深く理解し、これを全面的に支持いたします。 「GI 京都」が登録されることで、京都産清酒のブランド価値が高まることを心より期待しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成の御意見として承ります。
その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・京都の酒のブランド化については、京都酵母を使用した酒を一つの切り口として進めてきた。すでに様々な京都の酒のブランドの取り組みがある中で、後から指定される GI が優先されるは残念。すでに進めている取り組みについては併存させるべき。これまでの取り組みを台無しにする一方的な指定には反対。 ・「京都酵母」と云う表記は長年幅広く商品に使用されており、消費者に対しても相当に認知されている表記もしくはその商品の表現であり、今後も今までどおり、京都 GI に指定されていない商品に対しても、「京都酵母」で醸した清酒であれば、「京都酵母使用」の表記ができるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号）第 10 項第 3 号において、地理的表示の指定の公告の際に、併せて公示した商標その他の表示については、引き続き使用することができることとしています。 当該規定に基づいて、商標登録されている商標（京都酵母）を表示している酒類における当該商標その他の表示を公示することとしましたので、当該登録商標を使用することで、引き続き「京都酵母」の表示を使用することができます。

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>・すでに商標登録された知的財産（京都酵母）の表示使用を、事実上制限することになるという点、業界団体と国税庁との協議は数年前から行われていたにもかかわらず、関係する知財権者に十分な説明がなされず、制度上の調整機会が失われたという点で強い懸念を抱いている。</p> <p>「京都酵母」は、GI 京都と競合するものではなく、むしろその品質や地域性を支える技術的基盤として機能してきたものであり、排除されるべきものではない。今後の制度運用において、既存の地域ブランド知財との整合的表示運用ガイドラインを整備すること、商標権者や公的研究機関が開発した技術表示について事前協議・説明の機会を設けることをご配慮いただきたい。</p> <p>・「京都酵母」やそのブランド化は、多くの関係者の尽力により育まれてきたものであり、地域の事業者や市民の方々の協力のもと、少しずつ広がりを見せてきた大切な取り組みである。そのような中、地理的表示(GI)として「京都（清酒）」が指定されることにより、「京都酵母」の表記がこれまでのように使用できなくなると突然聞き、戸惑っている。</p>	

(参考)「御意見」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。